

「反撃能力」の保有に反対し、安保3文書の撤回を求める会長声明

1 はじめに

政府は、令和4年12月16日、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」のいわゆる安保3文書を閣議決定した。

安保3文書では、これまで政府が使用してきた「敵基地攻撃能力」に代えて「反撃能力」という用語が用いられている。政府は「反撃能力」を「我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」と定義している。

しかし、このような反撃能力の保有は、以下に述べる問題を有し、日本国憲法第9条及びその原理である恒久平和主義に反するものであり、強く反対する。

2 反撃能力の問題点

(1) 反撃対象の無限定性

上記反撃能力の定義の中に「必要最小限度」「有効な反撃を加えること」などの抽象的な文言はあるが、これ以外に反撃内容の限定はされていない。従前使用されていた敵基地攻撃能力では、その文言上相手国がミサイルを発射する特定の基地を標的として攻撃することが含意されていたが、「反撃能力」という用語からは、そのような特定性は読み取れず、反撃対象が無限定に広がる可能性がある。

(2) 先制攻撃に繋がりがねないこと

安保3文書では、反撃能力を保有する理由として、「相手からミサイルによる攻撃がなされた場合、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からの更なる武力攻撃を防ぐために、我が国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する必要がある。」との理由を挙げている。しかし、かかる論理からは、ミサイル発射後ではミサイル防衛網では不十分であるから、ミサイル発射前に攻撃を加えるという先制攻撃の懸念を払しょくできない。安保3文書では、「武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許

されないことはいうまでもない。」と記載しているが、その判断基準は示されておらず、やはり先制攻撃の懸念は払しょくできない。

(3) 他国の戦争に巻き込まれる危険性

違憲性が指摘されている安保法制が施行されている現状では、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係のある他国に対する武力攻撃が発生した場合にも、集団的自衛権の行使として「反撃」が行われる可能性がある。攻撃を受けた側からすれば、日本に対して一切攻撃していないにもかかわらず、日本が先制攻撃をしたと受け止めざるをえないものであり、必然、日本へ反撃を行うこととなる。このようにして他国の戦争に巻き込まれ、他国の戦争に加担することとなる。

3 結語

上記のような問題を持つ「反撃能力」は、戦争の放棄と戦力不保持を規定する憲法第9条及びその原理である恒久平和主義に反するものであるから、当会は「反撃能力」の保有に強く反対する。

加えて、「反撃能力」の保有を国民的な議論や国会審議も経ず、閣議決定にて決定する手法は、立憲主義や議会制民主主義の原則に違反するものであり、この観点からも安保3文書の決定に反対し、その撤回を求める。

2023年（令和5年）4月25日

茨城県弁護士会

会長 望月 直美